

# 特定非営利活動法人フードバンク大和郡山 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フードバンク大和郡山という。

### (事務所)

第2条 本法人の主たる事務所を、奈良県大和郡山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸成を図る。また、消費するには十分に安全な食品を企業や市民・農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設や生活困窮者に届けるフードバンクシステムを構築する。子ども食堂や地域サロン活動への食品供給をおこなうとともに地域のコミュニティづくりを支援する。関係機関や団体と連携し、だれもが食を分かち合い心豊かにくらしていく社会の創造(ネットワークづくり)に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次の掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)環境の保全を図る活動
- (4)災害救援活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1)特定非営利活動に係る事業

- ①フードバンク活動事業
- ②フードバンク、食品ロスなどに関する普及啓発活動事業
- ③フードバンクにかかる関係機関・団体との連絡調整事業
- ④その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とするができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2項の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまで任期とする。又は、任期終了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任すまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があったとき
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務執行のために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の決議を経て、代表理事が定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局は、代表理事が任命する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項及び理事会で総会に付議すべきと決議した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号によって監事が招集する場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。
  - 3 第2項の規定にかかわらず、社員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の項目を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、すくなくとも会日の2日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事について、次の内容を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時・場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加及び更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 項 1 項に規定する貸借対照表の公告については、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役職名	氏名	備 考
代表理事	森山欣哉	
副代表理事	太田鈴代	
理事	神谷妙子	
理事	小堀仁嗣	
理事	水川勝彦	
理事	中戸秋広	
監事	藤本賢司	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、設立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 会費 10,000 円(年額) 入会金 0 円
  - (2) 賛助会員  
個人会員 会費 2,000 円(年額) 入会金 0 円  
団体会員 会費 10,000 円(年額) 入会金 0 円
- 7 設立時の主たる事務所は、奈良県大和郡山市池沢町 337 番地 14 に置く。

役員名簿

特定非営利活動法人 フードバンク大和郡山

役職名	氏 名	住所または居所	報酬の有無
理事	森山欣哉 もりやま きんさい		なし
理事	水川勝彦 みずかわ かつひこ		なし
理事	太田鈴代 おおた すずよ		なし
理事	神谷妙子 かみや たえこ		なし
理事	小堀仁嗣 こぼり ひとし		なし
理事	中戸秋広 なかと あきひろ		なし
監事	藤本賢司 とうもと けんじ		なし

# 設立趣意書

## 1. 趣旨

現在、各地でフードバンク活動が行われています。その必要性は明らかです。消費するには十分な安全な食品つまり未利用の食品を一般家庭や会社からご提供していただき、必要としている皆さんや団体等に集めた食品を活用することで食品ロスの削減に取り組みます。

現在、任意団体フードバンク大和郡山として、フードドライブ活動やフードパントリー活動を実施しています。そして、食品を必要とする多くの人たちに食を提供しています。私たちは、この活動を更に拡充させ、特に、生活困窮者、ひとり親世帯などの経済的に弱い立場の人たちに「食」を通じた支援を充実していきます。

コロナ禍以降、また、昨今の物価高騰の影響で、生活の厳しさを訴える方々が顕著になっていきます。ひとり親家庭の5割近くは相対的貧困状態にあります。フードバンクはそうした方々の力になれる活動であり、ニーズが高まっていることを私たちも強く実感しています。

私たちは、”「もったいない」を「ありがとう」に”を基本理念として、食品を寄付していただく方々、受け取る方々など多くの方々の期待に応えられるフードバンク事業を目指します。だれもが食の分かち合いを通じて、こころ豊かに暮らしていける社会づくりに貢献する目的で設立しました。

「特定非営利活動法人フードバンク大和郡山」を設立することにより、各種の助成金や補助金等の申請手続きが可能になります。また、寄付金等のお願いも今後必要に応じて行っていきます。

## 2. 申請に至るまでの経過

2023年3月16日 任意団体フードバンク大和郡山設立のため準備委員会開催

2023年8月1日 フードバンク事務所を大和郡山市立南井町児童館内に新規開設

2023年8月27日 任意団体フードバンク大和郡山設立

2024年5月12日 特定非営利活動法人格取得のため勉強会を開始

2025年1月25日 特定非営利活動法人 フードバンク大和郡山設立のための発起人会開催

2025年2月20日 特定非営利活動法人 フードバンク大和郡山設立総会開催

2025年2月20日

特定非営利活動法人フードバンク大和郡山

設立代表者 森山 欣哉

## 2025年度事業計画書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 フードバンク大和郡山

### 1 事業実施の方針

2025年度は、フードバンク活動事業にあたり、大和郡山市立南井町児童館内を拠点に、市内の子ども食堂は18団体、福祉施設2カ所、学童保育所18カ所に食品を提供する事業等を行う。

また、フードバンク、食品ロスなどに関する普及啓発活動事業については、地域の農業家から寄付を受けた農産物を子ども食堂等に提供する活動を行う。県内最大の昭和工業団地協議会の会社から災害備蓄品を譲り受け大和郡山市社会福祉協議会になどに提供する活動なども実施する。

フードバンクに係る関係機関・団体との連絡調整事業については、県内フードバンク団体との連携するために情報交換会を実施する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
フードバンク活動事業	企業や団体、個人から提供を受けた食品を、子ども食堂や福祉施設、生活困窮者に提供する。	通年	大和郡山市内	延べ人數 200名	子ども食堂や福祉施設、学童保育等のべ42団体、約1,500人	500
	食品企業等から賞味期限の短い食品を譲り受け、必要とする人や団体に提供する。	通年	大和郡山市内	延べ人數 70名	子ども食堂や福祉施設等約18団体、約800人	100
フードバンク、食品ロスなどに関する普及啓発活動事業	食品ロス削減やフードバンク活動を紹介するチラシを作成し、企業や自治体と連携して食品ロス削減の啓発活動とフードドライブを行う。	通年	大和郡山市内	延べ人數 80名	大和郡山市及び近隣地域 約100人	200
	会報誌発行	年1回	大和郡山市内	6名	会報誌送付先 300人	50

フードバンクに係る関係機関・団体との連絡調整事業	自治会や公民館、企業、団体、社協等からの依頼を受け、または働きかけ、フードドライブを実施する。	通年	大和郡山市内	延べ人数 20名	大和郡山市民	50
--------------------------	---	----	--------	----------	--------	----

## 2026年度事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 フードバンク大和郡山

### 1 事業実施の方針

2026年度は、フードバンク活動事業にあたり、大和郡山市立南井町児童館内を拠点に、市内の子ども食堂は18団体、福祉施設2カ所、学童保育所18カ所に食品を提供する事業等を行う。

また、フードバンク、食品ロスなどに関する普及啓発活動事業については、地域の農業家から寄付を受けた農産物を子ども食堂等に提供する活動を行う。県内最大の昭和工業団地協議会の会社から災害備蓄品を譲り受け大和郡山市社会福祉協議会になどに提供する活動なども実施する。

フードバンクに係る関係機関・団体との連絡調整事業については、県内フードバンク団体との連携するために情報交換会を実施する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容実施	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
フードバンク活動事業	企業や団体、個人から提供を受けた食品を、子ども食堂や福祉施設、生活困窮者に提供する。	通年	大和郡山市内	延べ人數 200名	子ども食堂や福祉施設、学童保育等のべ42団体、約1,500人	500
	食品企業等から賞味期限の短い食品を譲り受け、必要とする人や団体に提供する。	通年	太和郡山市内	延べ人數 70名	子ども食堂や福祉施設等約18団体、約800人	100
フードバンク、食品ロスなどに関する普及啓発活動事業	食品ロス削減やフードバンク活動を紹介するチラシを作成し、企業や自治体と連携して食品ロス削減の啓発活動とフードドライブを行う。	通年	大和郡山市内	延べ人數 30名	大和郡山市及び近隣地域 約100人	200
	会報誌発行	年1回	大和郡山市内	6名	会報誌送付先 300人	50

フードバンクに係る関係機関・団体との連絡調整事業	自治会や公民館、企業、団体、社協等からの依頼を受け、または働きかけ、フードドライブを実施する。	通年	大和郡山市内	延べ人数 20名	大和郡山市民	50
--------------------------	---	----	--------	----------	--------	----

## 設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人フードバンク大和郡山  
(単位:円)

科目	金額
I 経常収益	
1 受取会費	100,000
正会員受取会費	0
賛助会員受取会費	0
2 受取寄附金	0
受取寄附金	0
施設等受入評価益	0
3 受取助成金等	0
受取助成金	0
フードバンク活動事業	600,000
フードバンク、食品ロスなどに関する普及啓発促進事業	250,000
フードバンクに係る関係機関・団体との連絡調整事業	50,000
4 事業収益	0
事業収益	0
5 その他収益	0
受取利息	0
雑収益	0
経常収益計	1,000,000
II 経常費用	
1 事業費	
(1) 人件費	400,000
人件費	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	400,000
(2) その他経費	
通信費	70,000
消耗品費	70,000
会議費	10,000
旅費交通費	20,000
印刷費	30,000
減価償却費	0
事務所水道光熱費	50,000
レンタカー代	250,000
その他経費計	500,000
事業費計	900,000
2 管理費	
(1) 人件費	0
役員報酬	0
給料手当	0
法定福利費	0
退職給付費用	0
福利厚生費	0
人件費計	0
(2) その他経費	
通信費	10,000
消耗品費	30,000
印刷費	20,000
会議費	10,000
旅費交通費	30,000
事務所水道光熱費	0
減価償却費	0
その他経費計	100,000
管理費計	100,000
経常費用計	1,000,000
当期経常増減額	0
III 経常外収益	
1 固定資産売却益	
経常外収益計	0
IV 経常外費用	
1 過年度損益修正損	0
経常外費用計	0
当期正味財産増減額	0
設立時正味財産額	0
次期繰越正味財産額	0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

2026年度活動予算書  
2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人フードバンク大和郡山  
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費	100,000	
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金	0	
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等	0	
受取助成金	0	
フードバンク活動事業	600,000	
フードバンク、食品ロスなどに関する普及啓発促進事業	250,000	
フードバンクに係る関係機関・団体との連絡調整事業	50,000	
.....	0	
4 事業収益	900,000	
事業収益	0	
5 その他収益	0	
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	
経常収益計		1,000,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	400,000	
人件費	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	400,000	
(2) その他経費		
通信費	70,000	
消耗品費	70,000	
会議費	10,000	
旅費交通費	20,000	
印刷費	30,000	
減価償却費	0	
事務所水道光熱費	50,000	
レンタカー代	250,000	
.....	0	
その他経費計	500,000	
事業費計		900,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信費	10,000	
消耗品費	30,000	
印刷費	20,000	
会議費	10,000	
旅費交通費	30,000	
事務所水道光熱費	0	
減価償却費	0	
.....	0	
その他経費計	100,000	
管理費計		100,000
経常費用計		1,000,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
.....		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
.....		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。